

避難確保計画の作成方法

1 貴施設の洪水浸水リスクを確認してください。

- (1) 別紙「地域防災計画に定める要配慮者利用施設」にて、貴施設所在地にとって洪水浸水リスクのある河川名を確認してください。施設によっては、複数の河川の浸水リスクがある場合もありますので注意してください。
- (2) 該当する河川の洪水ハザードマップ等にて浸水状況(浸水の深さ等)を確認してください。
 - ※ 洪水ハザードマップ等は、堺市区別防災マップ(全戸・事業所配布済)に掲載しています。
 - ※ 堺市ホームページからも洪水ハザードマップ等が確認できます。洪水以外のハザードマップも掲載していますが、今回は、洪水のハザードマップで確認してください。なお、西除川及び東除川は、最新のハザードマップを作成中のため、「西除川・東除川洪水浸水想定区域図(リーフレット)」を確認してください。

【堺市ホームページ ハザードマップ等掲載場所】

トップページ > 暮らしの情報 > 防災・災害・消防 > 防災・災害を考える > 防災に関する資料(パンフレット・ハザードマップ) > 区別防災マップ > 現行のハザードマップ > 内水・土砂災害・洪水ハザードマップ(PDF版)

2 貴施設の土砂災害リスクを確認してください。※手順は、上記1と同じ

- (1) 別紙「地域防災計画に定める要配慮者利用施設」にて、土砂災害リスクの有無を確認してください。
- (2) 土砂災害リスクがある場合、土砂災害ハザードマップにて、土砂災害警戒区域の範囲を確認してください。確認方法は上記を参考にしてください。

3 堺市ホームページ「要配慮者利用施設における避難確保計画の作成等について」を参考に計画等を作成してください。

- リンク先の国土交通省ホームページから、「計画作成の手引き」や「計画のひな形」等を参考にしてください。
- 堺市への報告(変更)時の様式等も掲載しています。

【堺市ホームページ 避難確保計画の作成等】

トップページ > 暮らしの情報 > 防災・災害・消防 > 行政の取り組み(公助) > 要配慮者(避難行動要支援者)対策 > 要配慮者利用施設における避難確保計画の作成等について

- YouTube(「自営水防 要配慮者」で検索)にて、国土交通省が作成した「避難確保計画作成支援動画」を見ることができます。

4 提出方法

- 避難確保計画作成報告書(1部)及び避難確保計画(2部)を作成し、郵送にて堺市危機管理室防災課へ提出してください。
- 当課にて、内容を確認後、修正等をお願いすることがあります。
- 計画内容を変更した場合も、同様の手順で報告書及び変更後の計画を提出してください。